

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により総合体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>別表第1</u>に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により総合体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>別表</u>に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(許可の順位)</p> <p>第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(1) <u>別表第1</u>に掲げる使用区分のうち、1及び2の項に該当する場合 同日</p>	<p>(許可の順位)</p> <p>第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(1) <u>別表</u>に掲げる使用区分のうち、1及び2の項に該当する場合 同日の</p>

の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、市長が調整を行い順位を決定する。

- (2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、3から5までの項に該当する場合申請の順序とする。

(設備器具等の使用料)

第13条 条例第7条第2項の規定による総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合の総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料は、規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第1に規定する専用使用料に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体

(2) 条例別表第2に規定する個人使用料に係る使用 市内の心身障害者で受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの

(3) 条例別表第3に規定する回数使用

の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、市長が調整を行い順位を決定する。

- (2) 別表に掲げる使用区分のうち、3から5までの項に該当する場合 申請の順序とする。

券に係る使用 市内の心身障害者
で、受付において身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
又はこれらに代わるものを提示した
もの

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 9 条 (略)

第 2 0 条 (略)

第 2 1 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 9 条 (略)

第 2 0 条 (略)

改正後

別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)

使用区分	申請期間
(略)	

備考 (略)

改正前	
別表（第4条、第5条関係）	
使用区分	申請期間
（略）	
備考（略）	

改正後				
別表第2（第7条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	照明装置（500LX）	1時間	920	アリーナの一部を利用する場合において、アリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の使用料は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じ
	照明装置（750LX）	1時間	1,080	
	照明装置（1,000LX）	1時間	2,100	

	<u>照明装置 (1, 500 L X)</u>	<u>1 時間</u>	<u>2, 410</u>	<u>たときは、これ を四捨五入する ものとする。</u>
	<u>冷暖房装置</u>	<u>1 時間</u>	<u>10, 880</u>	
	<u>拡声装置</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>1, 650</u>	
	<u>シャワー室 (温水のみ)</u>	<u>1 室 1 回</u>	<u>550</u>	
		<u>1 人 1 回</u>	<u>100</u>	
	<u>ハンドボール器具</u>	<u>1 面 1 回</u>	<u>330</u>	
	<u>バスケットボール器具</u>	<u>1 面 1 回</u>	<u>770</u>	
	<u>バドミントン器具</u>	<u>1 面 1 回</u>	<u>170</u>	
	<u>ソフトバレー器具</u>	<u>1 面 1 回</u>	<u>170</u>	
	<u>バレーボール器具</u>	<u>1 面 1 回</u>	<u>330</u>	
	<u>卓球台</u>	<u>1 台 1 回</u>	<u>170</u>	
	<u>体操器具</u>	<u>1 種目 1 回</u>	<u>660</u>	
	<u>レスリングマット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>660</u>	
	<u>空手マット</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>660</u>	
	<u>フロアシート</u>	<u>1 枚 1 回</u>	<u>110</u>	
	<u>武道用タイマー</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>660</u>	
	<u>システムカウンター</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>660</u>	
	<u>移動観覧席</u>	<u>4 ブロッ ク 1 回</u>	<u>2, 420</u>	
	<u>ポータブルステージ</u>	<u>1 台 1 回</u>	<u>550</u>	
<u>弓道場</u>	<u>冷暖房装置 (観客席)</u>	<u>1 時間</u>	<u>350</u>	
	<u>拡声装置</u>	<u>1 式 1 回</u>	<u>440</u>	
<u>多目的室</u>	<u>冷暖房装置 (3 区画利用)</u>	<u>1 時間</u>	<u>4, 210</u>	

	時)			
	冷暖房装置 (2区画利用時)	1時間	2,480	
	冷暖房装置 (1区画利用時)	1時間	1,280	
	拡声装置	1式1回	440	
	バーベル	1式1回	550	
	アテンプトボード	1式1回	990	
	試合順序器	1式1回	660	
トレーニングルーム	冷暖房装置	1時間	1,030	
	拡声装置	1式1回	440	
大会議室	冷暖房装置 (全区画)	1時間	740	
	冷暖房装置 (区画A)	1時間	500	
	冷暖房装置 (区画B)	1時間	240	
	拡声装置	1式1回	440	
	映像装置	1式1回	1,100	
小会議室	冷暖房装置	1時間	480	
共通	長机	1個1回	30	
	椅子	1脚1回	30	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	

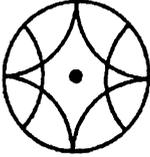
備考 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とする。

改正前

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

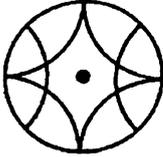
(表紙表)

四日市市総合体育館共通回数使用券		No.
使用できる施設	四日市市総合体育館 アリーナ・弓道場・多目的室	
有効期間	年 月 日まで	
	円	
	(上記金額には消費税を含んでいます。)	
	※ 本券切離し無効	
	四日市市長	

(表紙裏)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 本券の使用区分は、次のとおりとします。</p> <p style="padding-left: 40px;">1回2時間につき1枚</p> <p>2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。</p> <p>3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。</p> <p>4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。</p> <p>5 本券発行後の払戻しはできません。</p>	
---	--

(回数使用券)

	四日市市総合体育館アリーナ・弓道場・多目的室 回数使用券
使用日	退場時刻
	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)